

災害時に町民のみなさんに実践していただきたい「命を守る行動・知識」を毎月お伝えしていきます。

避難の心得

災害時避難において最も重要なことは、「安全な場所」に「早めに避難」することです。「自分たちの命は、まず自分たちで守る」という心構えをもち、常に落ち着いて行動できるよう考えておきましょう。

- 大雨警報などの気象情報を収集
- 避難のタイミングを考える



- お年寄りや子ども、病気の方などは早めに避難
- 協力して避難



- 濡れてもいい服装や、動きやすい格好避難
- 2人以上での避難



- 夜間や浸水が始まってからの避難は危険が多い
- 避難情報を待たずにできるだけ早めに避難



- 【浸水害の場合】丈夫な建物の、高い所へ一時的に避難



- 【土砂災害の場合】山と反対側の建物の上の階に移動し、自分の身を守る



さまざまな避難の方法

一人ひとり世帯ごとに合う「避難方法」と「避難先」について確認しておきましょう。避難する際には、今いる場所や今から行く場所で災害が起こる可能性がある、もしくは災害が起きている状況になります。安全に避難するために、今回は一例を紹介させていただきます。

	避難先	事前の行動と準備
立ち退き避難 (水平避難)	<ul style="list-style-type: none"> ●指定緊急避難場所 ●自主避難先 (親戚や知人宅、ホテル等) 	<ul style="list-style-type: none"> ●避難経路が安全か ●自主避難先が安全か ●避難先へ持って行くもの ●防災計画や個別避難計画など
屋内安全確保 (垂直避難)	<ul style="list-style-type: none"> ●上階へ移動 ●上層階に留まる 	<ul style="list-style-type: none"> ●家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水想定区域など ●浸水などの対策 ●孤立に備え飲食物や燃料を準備

確認

全ての場合で、ハザードマップなどを見て、安全かどうかを確認してください。確認方法は広報かわねほんちょう2月号「みんなで取り組む防災・減災 Vol.1」で紹介しています。

過去に掲載した「防災・減災の取り組み」は、右のQRコードからアクセス



次回は「避難場所、避難所での生活」を掲載予定

【問】総務課自治防災室 ☎(56) 2220

静岡県パートナーシップ宣誓制度が始まります

県では、令和5年3月1日から「静岡県パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

〈制度の概要〉

お互いを人生のパートナーとして認め合った二人が協力して共同生活を行うことを宣誓し、県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

〈制度の目的〉

本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な効力(相続、税金の控除等)が生じるものではありませんが、婚姻が認められていない同性カップルや、様々な事情により婚姻の届出をしない、あるいはできないカップルの気持ちを尊重し、カップルが抱える生きづらさや困りごとが少しでも解消され、誰もが人生のパートナーと安心して暮らせる社会の実現を目指します。

〈宣誓できる方〉 次のすべての要件を満たす必要があります。

- ①双方が成年に達していること(満18歳以上)
- ②どちらか一人は静岡県民であること(転入予定を含む)
- ③配偶者がいないこと
- ④宣誓者以外の人とパートナーシップ関係にないこと
- ⑤宣誓者同士が近親者でないこと(パートナーシップに基づく養子縁組を除く)

〈パートナーシップ宣誓により利用できるサービスの例〉

- 川根本町の行政サービス
 - 町営住宅への入居申込(くらし環境課)
 - 結婚祝い金の支給(企画課)
 - 結婚記念品(川根茶)の贈呈(農林課)
 - パートナーの子に対する保護者同様の扱い(健康福祉課) など
- 民間サービス
 - 病院での面会・手術の同意、生命保険の受取人指定、住宅ローンでの配偶者扱い、携帯電話の家族割引などが利用できる場合があります。

サービスごとに所定の要件があります。サービス実施の有無を含め、詳しくは担当課や民間各社にお問い合わせください。今後も、利用できるサービスの拡充に努めてまいります。

☆宣誓の手続きや利用可能になる行政サービスについてなど、

詳しくは県ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/seinotayousei/partnership2.html>



〈町民・事業者のみなさまへ〉

本制度は、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現のために開始します。趣旨をご理解いただき、本制度利用者が婚姻をしている方々と同じサービスや対応を受けることができるよう、ご協力をお願いします。

【問】企画課 まちづくり推進室 ☎(56) 2221

内装&外装 塗装工事一式
なかむら塗装

静岡県知事許可 第25802号

お見積もりは無料ですのでお気軽にお問い合わせください。

中村久信の後を息子が引き継ぎました。

川根本町徳山936
TEL・FAX 0547-57-2840

二代目代表 中村 剛子(なかむら たかね)



自分らしく生きるためのデイサービス

ツハビリ特化型デイサービス **みずかわ**

お気軽にお問い合わせください。 ☎: 56-0808 店: 川根本町水川 295

看護師・介護士

アルバイトスタッフ

募集中!!

詳しくはお電話で、
お気軽にご連絡ください。